

(案)

船員に関する特定最低賃金（海上旅客運送業最低賃金）の改正について

交通政策審議会海事分科会船員部会

海上旅客運送業最低賃金の改正について、下記のとおり結論とする。

記

海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「246,450円」を「246,800円」に、事務部職員「192,350円」を「192,700円」に、部員「185,000円」を「185,350円」にそれぞれ改正することが適当である。